

東大寺開眼供養

東大寺 蔵

この写真は、1980（昭和55）年に行われた東大寺大仏殿の大修理落慶法要の模様である。この儀式は、天平時代の盛儀を現代に再現したものとされ、当時と同じく屋根には金色の鸕尾が輝き、大仏の周囲には種々の造花が飾られ、正面には美しい刺繍の幡や五色の幕が掛けられ、美しい音楽や舞も行われた。

この天平時代の盛儀とは、752（天平勝宝4）年4月9日に東大寺で行われた盧舎那仏の開眼供養である。当初は、お釈迦様の降誕の日である4月8日を予定していたが、実際には翌日となった。開眼供養とは仏像の完成後に、御仏の魂を入れ、礼拝の対象とすることで、僧侶が目を書き入れる儀式のことである。

大仏造営の発願の動機としては、九州で藤原広嗣の反乱がおこる直前の740（天平12）年2月に、聖武天皇が難波宮に行幸し、河内国大泉郡（現在の大阪府柏原市）の知識寺に参詣し、その盧舎那仏をみて自身も造営することを決めたと伝えられている。知識とは仏像や堂塔の造立に、協力する人たちを意味し、知識寺とは河内に多く居住した渡来系の人々の熱心な教信仰により地縁的な関係に基づいて作られた寺のことである。こうした背景から、紫香楽宮の造営が開始された直後の743（天平15）年10月には、有名な大仏造立の詔が発せられ、造営に当たっては広く公民に「一枝の草、一把の土地」の援助が呼びかけられている。大仏造営の構想は、華嚴經の教理に基づくもので、光明皇后と関係が深かった金鐘寺において、当時氣鋭の学僧らを集め良弁が主催した3か年にわたる華嚴経の講

説において、盧舎那仏の性格や華嚴經の世界観が研究されていたことが前提にある。

大仏の造営は当初、紫香楽宮の近くの甲賀寺で計画され、東海・東山・北陸などの25か国の調借物はすべて紫香楽宮に集めることが命令された。しかしながら、宮に近い東西の山では山火事がしばしば発生し、地震も頻発するなどの社会不安により、1年8か月で大仏造営の工事は中止された。

それでも平城遷都の直後から大仏造営の工事は、華嚴經が研究され、大和国分寺とされていた金鐘寺で再開されることとなった。当地が選ばれたのは、「大山を削りて、以て堂を構え」とあるように丘陵地であることが大仏鑄造のために労力や費用の点で有利であったことも指摘されている。鑄造は造東大寺司の大仏師国連公麻呂（国君麻呂）が中心に担当し、「国銅を尽くして象を鑄し」と表現されるように大量の銅や錫が消費された。一方、鍍金の黄金はわが国では産出しないと信じられていたが、陸奥国小田郡（現在の宮城県遠田郡涌谷町）で見えられ、陸奥国司百済王敬服から献上され、天平感宝と改元された。このような幾多の労苦の後に大仏はようやく完成する。

奈良時代の正史である『続日本紀』の記載によれば開眼供養の儀式は以下のように行われた。「東大寺の盧舎那大仏の像が完成して、開眼供養をした。この日、孝謙天皇は東大寺に行幸して、天皇自ら文武官人を引き連れ、供養の斎食を設け、盛大な法会を行った。その儀式は元日の儀式のようであった。五位以上の貴族官人は礼服を着用し、六位以下の官人は位階に応じた服装であった。僧は1万人を招いた。雅楽寮や諸寺のさまざまな楽器と楽人がごとごとく集められた。また、王臣諸氏らによる五節の舞、久米舞・楯伏舞・踏歌・袍袴などの歌舞が行われた。参道の東西に分かれて歌い、庭に分かれて演奏した。その様子のすばらしさは、

いらい書き記すことができなほほどであった。仏法が東方に伝わって以来、このような齋会はいまだかつてなかった」。

平安後期に成立した東大寺の記録である『東大寺要録』にはより詳細な記述がある。それによると、当日の儀式は、開眼師による開眼儀式、講師・読師による華嚴經の講説、諸寺などからの奇異物奉獻、奏楽と舞の四部構成であった。開眼導師には、病弱な聖武太上天皇にかわって南インド出身のパラモン僧菩提徳那が選ばれ、唐僧道璿が咒願師となった。その時用いられた開眼緯は約200mにも及ぶ縹色の太い縄紐で、一端に筆が結ばれ、参集した人々はその緯を執ることで、開眼の功德に浴したという。奏楽には、日本の古くからの舞だけでなく、唐古楽・唐散楽・林邑楽・高麗楽・伎楽・度羅樂などの記載もある。「度羅」はビルマ南部の墮羅とも、済州島のことともいわれ不明だが、中国（唐）・ベトナム（林邑）・高句麗などのアジア諸国を網羅しており、参加した僧侶の出身地の多さを含めて考えれば、国家の威信を示す極めて国際的な法会であった。その時に用いられた品々の多くは周知のように正倉院宝物として現在に伝えられている。

このように大仏開眼供養は国際性を有していたが、当時の社会の基本法である律令法もまた当時の先進国中国から導入された継授法であった。律令制とは、古代東アジアを中心に行われた中央集権的な国家の統治制度をいい、君主の超越的な地位と平等な臣民の存在を前提に、土地と人民に対する支配を君主に帰属させることを理念とした。その理念により、百姓に対して一律に耕作地を支給し、その代償物として平等に租税や兵役・労役が課せられた。こうした統一的な支配を実現するために高度に体系化された法律として律令が編纂され、中央・地方の官僚機構と文書行政を中心に運営された。（国立歴史民俗博物館教授 仁藤敦史）